

燕市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する要綱

平成25年7月22日

燕市告示第216号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市行政手続条例(平成18年燕市条例第10号)第12条の規定に基づき、燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号。以下「条例」という。)第8条第1項に規定する燕市下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)及び燕市下水道排水設備指定工事店規則(平成18年燕市規則第152号。以下「規則」という。)第2条第3号に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)に対して、規則第10条第2項及び第13条の規定による処分及び行政指導(以下「処分等」という。)を行う場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(処分等の種類及び基準)

第2条 市長は、指定工事店及び責任技術者(以下「指定工事店等」という。)が、規則第10条第2項及び第13条の行為等(以下「違反行為」という。)に該当すると認めるときは、別表第1に定める違反行為の種類及び別表第2の査定基準に基づき処分等を行うものとする。

2 前項の処分等は、処分等を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しない。ただし、指定の効力の停止の処分を受けた場合において、当該処分の基礎となった行政指導は、当該処分を受けた日に消滅する。

(処分の手続)

第3条 市長は、指定工事店等に行政指導に相当する違反行為があったと認めるときは、行政指導通知書(様式第1号)により、その旨を当該指定工事店等に通知するものとする。

2 市長は、指定工事店等に処分に相当する違反行為があったと認めるときは、違反行為通知書(様式第2号)により、その旨を当該指定工事店等に通知するものとする。

3 前項の場合にあっては、燕市行政手続条例第13条第1項の規定に基づき意見陳述のための手続きを執るものとする。

4 市長は、指定工事店等を処分したときは、処分決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該指定工事店等に通知するものとする。

(処分の告示)

第4条 市長は、処分を行ったときは、規則第14条第1項第2号の規定に基づき、これを告示するものとする。

(処分後の工事の施工)

第5条 処分を受けた指定工事店は、当該処分の期間中において、すべての排水設備工事等を施工することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、施工中のものに限り、工事完了まで施工することができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 燕市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	関係条例・規則等
1 条例、規則等に違反する行為があったとき。		
(1) 市長の確認を受けずに排水設備等の設置を行ったとき。	文書警告	条例第6条第1項 規則第6条第2項第5号
(2) 排水設備等の新設等の施工後、市の検査を受けなかったとき。	文書警告	条例第7条第1項
(3) 工事施工の申込みを受けたときに、正当な理由がなく拒んだとき。	口頭注意	規則第6条第2項第1号
(4) 不適正な工費で施工したとき。また、工事契約に際し、工事	口頭注意	規則第6条第2項第2号

金額、工事期限等を明示しなかったとき。		
(5) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託、又は請け負わせたとき。	口頭注意	規則第6条第2項第3号
(6) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	口頭注意	規則第6条第2項第4号
(7) 責任技術者の監理の下に設計及び施工を行わなかったとき。	口頭注意	規則第6条第2項第6号
(8) 工事完了後1年以内に生じた故障等(天災地変等を除く。)を無償で補修しなかったとき。	口頭注意	規則第6条第2項第7号
(9) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力要請があった場合に、協力しなかったとき。	口頭注意	規則第6条第2項第8号
2 指定工事店として、その信用を著しく失墜する行為があったと認められるとき。		
(1) 個人又は法人の代表者及び役員が法令等に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	指定取消	規則第6条第1項
(2) 市内における工事で安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	指定停止	規則第6条第1項
3 業務に関し、不誠実な行為があったと認められるとき。		
(1) 事務連絡会に正当な理由がなく、欠席したとき。	口頭注意	規則第15条第2項

(2) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	規則第10条第2項第2号
(3) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	規則第10条第2項第2号
4 その他		
(1) 上記1から3までのほか、市長が不適当な行為であると認めるとき。	口頭注意 文書警告 指定停止 指定取消	

2 排水設備工事責任技術者の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	関係条例・規則等
1 条例、規則等に違反する行為があったとき。		
(1) 下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当らなかったとき。	口頭注意	規則第11条第1項
(2) 当該工事が完了した際に行われる完了検査に立ち会わなかったとき。	口頭注意	規則第11条第2項
(3) 排水設備工事の業務に従事するときに、責任技術者証を携帯しなかったとき、及び関係者からの提示を拒否したとき。	口頭注意	規則第12条
(4) 責任技術者証を他人に	口頭注意	公益財団法人新潟県

譲渡又は貸与したとき。		下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程（以下「県公社規程」という。）第13条第4項
(5) 複数の工事店に登録をしたとき。	口頭注意	県公社規程第14条
2 責任技術者として、その信用を著しく失墜する行為があったと認められたとき。		
(1) 責任技術者が法令等に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	業務の禁止	
3 業務に関し不誠実な行為があったと認められたとき。		
(1) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	規則第13条第2号
(2) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	規則第13条第2号
4 その他		
(1) 上記1から3までのほか、市長が不適当な行為であると認めたとき。	口頭注意 文書警告 業務の停止 業務の禁止	

別表第2(第2条関係)

燕市排水設備等指定工事店の違反行為に対する処分等の査定基準

処分等の内容	違反行為の適用区分
--------	-----------

1 口頭注意	別表第1の違反行為に対する処分等の基準による「口頭注意」に該当する事項
2 文書警告	別表第1の違反行為に対する処分等の基準による「文書警告」に該当する事項及び「口頭注意」が3回に達したとき。
3 指定停止 (業務の停止)	<p>別表第1の違反行為に対する処分等の基準による「指定停止(業務の停止)」に該当する事項及び次に掲げる事項</p> <p>(1) 「文書警告」を受け、引き続き「文書警告」に相当する違反があったとき。</p> <p>1箇月の指定(業務)の停止</p> <p>(2) 1箇月の指定(業務)停止後、「文書警告」に相当する違反があったとき。</p> <p>3箇月の指定(業務)の停止</p> <p>(3) 3箇月の指定(業務)停止後、「文書警告」に相当する違反があったとき。</p> <p>6箇月の指定(業務)の停止</p>
4 指定取消 (業務の禁止)	<p>別表第1の違反行為に対する処分等の基準による「指定取消(業務の禁止)」に該当する事項及び次に掲げる事項</p> <p>(1) 6箇月の指定(業務)停止後「違反行為」があったとき。</p> <p>(2) 指定(業務)停止処分中に違反行為があったとき。</p> <p>(3) 指定(業務)停止処分中に工事を施工したとき。</p>

注 ()内は責任技術者に適用する。

様式第1号(第3条関係)

行政指導通知書	
第 年 月 日 号	
住所 商号又は名称 氏名（指定工事店にあつては代表者の氏名） 様	
燕市長 印	
燕市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する要綱第3条第1項の規定により、 下記のとおり行政指導をしたので通知します。 なお、今後はこのような違反行為のないよう関係法令等を遵守の上、業務を行うよう 万全を期されたい。	
記	
指導決定番号	
指定（登録）番号	
指導対象者	<input type="checkbox"/> 燕市下水道排水設備指定工事店
	<input type="checkbox"/> 下水道排水設備工事責任技術者
指導内容	<input type="checkbox"/> 口頭注意
	<input type="checkbox"/> 文書警告
理由	
備考	

様式第2号(第3条関係)

<p>違反行為通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>住所 商号又は名称 氏名（指定工事店にあつては代表者の氏名） 様</p>	
<p>燕市長 印</p>	
<p>下記のとおり違反行為があつたので、燕市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。</p>	
<p>記</p>	
違反行為の確認期日	<p>年 月 日()</p>
違反行為の確認場所	
指定（登録）番号	
違反行為の内容	
違反行為の種別	<p>処分等の基準 第 項第 号 による。</p>
予定している処分 の内容と根拠法令	
そ の 他	

様式第3号(第3条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">処 分 決 定 通 知 書</p>	
<p style="margin: 0;">第 年 月 日 号</p>	
<p>住所 商号又は名称 氏名（指定工事店にあっては代表者の氏名） 様</p>	
<p>燕市長</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div>
<p>下記のとおり処分を決定したので、燕市下水道排水設備指定工事店等の処分等に関する要綱第3条第4項の規定により通知します。</p>	
<p>記</p>	
取消（停止）決定番号	
指定（登録）番号	
処 分 対 象 者	<input type="checkbox"/> 燕市下水道排水設備指定工事店 <input type="checkbox"/> 下水道排水設備工事責任技術者
処 分 区 分	<input type="checkbox"/> 指定（登録）の取り消し <input type="checkbox"/> 指定（登録）の停止 （ 年 月 日から 年 月 日まで）
理 由	
備 考	

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、燕市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服があるときは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、燕市を被告（訴訟においては燕市長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、当該異議申立てに対する決定を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。